

第5回 定時株主総会 招集ご通知

想像以上を、みつけよう。

日時 2022年6月15日（水曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始予定）

場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター
Room E + F

新型コロナウイルス感染症拡大の予防について

株主総会会場においては、株主様の安全に配慮した感染防止の観点から、マスクの着用・入場前の検温等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、マスクを着用されない方、37.5度以上の発熱が確認された方、体調がすぐれないと見受けられる方等について入場をお断りさせて頂く場合がありますので、あらかじめご了承ください。

郵送、インターネットによる
議決権行使期限

2022年6月14日（火曜日）
午後6時30分まで

目次

第5回定時株主総会招集ご通知	01
(添付書類)	
事業報告	05
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告書	31
株主総会参考書類	37

ニフティライフスタイル株式会社

証券コード：4262

株主各位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
ニフティライフスタイル株式会社
代表取締役社長 成田 隆志

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月14日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月15日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター Room E+F
3. 目的事項
報告事項
 1. 第5期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会会場では、新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種している場合でも、常時マスクのご着用をお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://niftylifestyle.co.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://niftylifestyle.co.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年6月14日（火曜日）
午後6時30分まで

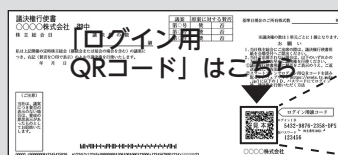


スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

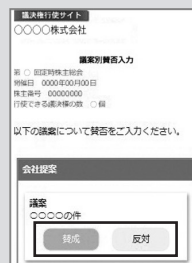


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



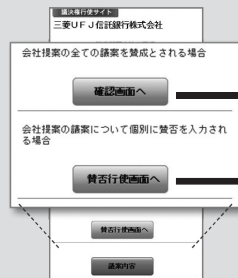
3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



画面の案内に従って行使完了です。

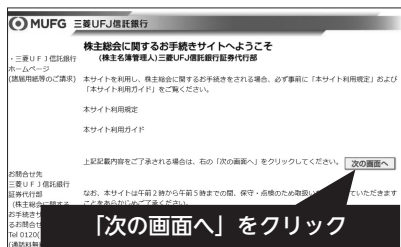
二回目以降のログインの際は…

右頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

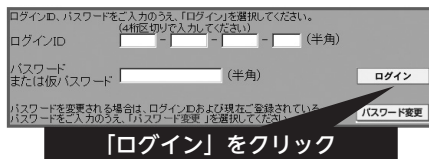


ログインID・仮パスワードを入力する方法

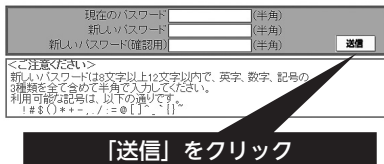
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に沈静化の兆しが見え、経済の持ち直しが期待されているものの、新型コロナウイルスの変異種の変異種の再拡大など、依然として今後の影響について注視していく必要があると考えております。

このような環境のもと、当社グループは、「想像以上を、みつけよう。」をコーポレートメッセージとして、ユーザー“一人ひとり”のライフスタイルを便利で豊かにするための「行動支援サービス事業」を展開しております。

行動支援サービス事業は、ライフスタイル領域において、テクノロジーを活用し、ユーザーと企業をサポートする「行動支援プラットフォームサービス（ニフティ不動産、ニフティ求人、ニフティ温泉）」と企業の業務DX支援を行う「行動支援ソリューションサービス（DFO、オンライン内見）」（SaaS）で構成されています。

・行動支援プラットフォームサービス（アプリ/WEB）

現在、国内におけるプラットフォームサービスは多数存在し、ユーザーは複数のサイト上で様々な情報を閲覧することが可能な一方、適切な情報を探し出すのに時間や手間がかかる等の課題を抱えていると考えております。

当社の行動支援プラットフォームサービスでは、大手不動産サイトの賃貸物件や購入物件をまとめて一括検索できる「ニフティ不動産」や、大手求人サイトのアルバイト・転職情報をまとめて一括検索できる「ニフティ求人」、日本全国の温泉・スーパー銭湯を一括検索できる「ニフティ温泉」において、ユーザー数の拡大、UI/UX（注1）の改善、パートナーとの連携強化等に取り組んでまいりました。

主力の「ニフティ不動産」では、2022年3月末時点にて、アプリの累計ダウンロード（DL）数が前年同期比で128万DL増え、累計868万DLとなりました（注2）。また、掲載物件数は約1,300万件となっており、豊富な情報と、手間なく最適な比較検討の手段の提供を拡大しております。

また、主要アプリにおけるUIの刷新や、新着物件の通知機能の強化等により、送客率及び送客数が伸長し、売上高は前年度比23.5%増と高い成長率を維持しております。

「ニフティ温泉」では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の影響により温浴施設への客足が遠のく中で、安心して温浴施設をご利用いただけるよう、施設混雑情報をホームページ及び施設内にて可視化する「混雑情報表示サービス（注3）」の普及を推進する他、ユーザー投票等による全国温浴施設の年間ランキング等のコンテンツ強化にも積極的に取り組みをいたしました。

また、トイレタリーや健康食品メーカー等と温浴施設をつなぎ、洗い場やドレスルームへの商品テスターの設置、サンプリング配布等による、「体験型広告（注4）」の売上伸長もあり、サービス単体でもコロナ下ながら黒字回復をいたしました。

・行動支援ソリューションサービス（SaaS）

行動支援ソリューションサービスでは、広告運用の業務効率化を支援するSaaSツールの「DFO（注5）」や、オンライン経由での物件内見や重要事項説明等の営業DXを可能にする「オンライン内見」において、クライアント数の拡大に向けたサービスの機能強化、営業活動の強化に取り組んでまいりました。

「DFO」では、従来 of 大手ECサイトを中心としたクライアント獲得に加え、行動支援プラットフォームサービスである「ニフティ求人」の販売チャネルを活用し、人材領域のクライアント獲得にも取り組んでおります。

子会社Tryellにおいては、事業の選択と集中を進め、受託事業の縮小を行った一方、不動産事業者向けSaaSツールである「オンライン内見」では、「IT重説（注6）」に適した「画面共有機能」をリリースし、物件探しにおける様々なシーンにおいて不動産事業者の見込み顧客の拡大や営業効率の向上支援にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,756百万円（前年同期比121.7%）、営業利益935百万円（前年同期比116.6%）、経常利益913百万円（前年同期比113.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益603百万円（前年同期比118.9%）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、収益認識会計基準を適用しない場合に比べ売上高及び売上原価が30百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に与える影響はございません。

- (注) 1. UI/User Interface サービスの画面表示や機能の操作性・利便性
UX/User Experience サービス等の利用を通じて利用者が得る体験
2. 「ニフティ不動産」にて提供する、賃貸版／購入版、iOS版／Android版の以下の各アプリ合計
- ・「ニフティ不動産 賃貸版」iOSアプリ
<https://apps.apple.com/app/id717072560>
 - ・「ニフティ不動産 賃貸版」Androidアプリ
<https://play.google.com/store/apps/details?id=com.nifty.myhome.rent>
 - ・「ニフティ不動産 購入版」iOSアプリ
<https://apps.apple.com/app/id866872644>
 - ・「ニフティ不動産 購入版」Androidアプリ
<https://play.google.com/store/apps/details?id=com.nifty.myhome.buy>
3. 混雑情報表示サービス WEBサイトから訪問前に施設の混雑状況が確認できるシステム
センサー付きカメラによって施設内の混雑情報を計測しリアルタイムに可視化する「混雑情報IoTサービス」と、カメラ設置をせずに運用可能な「混雑情報サービスLite」の2メニューを展開
4. 体験型広告：温浴施設に来店される美容・健康に関心の高い層に、店内商品テスターやサンプリングにより顧客接点や商品認知の機会を提供する広告サービス
5. DFO/Data Feed Optimizationの略称で、ECサイトなど多商材のWebサイトで、商材単位での広告原稿の作成・入稿自動化を行い広告運用業務を支援するソリューションサービス
6. IT重説は、物件契約に必要な手続きである重説（重要事項説明）をビデオ通話などで行うこと

② 設備投資の状況

当事業年度の主要な設備投資 無形固定資産 198百万円

主な内容は、サービス用ソフトウェア開発等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして以下のとおり公募増資を行い、2,300百万円の資金調達を行いました。

会社名	区分	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	払込期日
当社	公募増資	1,250千株	1,840円	2,300百万円	2021年12月23日

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 2019年3月期	第3期 2020年3月期	第4期 2021年3月期	第5期 2022年3月期
売上高(百万円)	—	2,072	2,264	2,756
営業利益(百万円)	—	698	802	935
経常利益(百万円)	—	699	802	913
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	—	505	507	603
1株当たり当期純利益(円)	—	101.05	101.55	113.13
総資産(百万円)	—	1,506	2,102	4,967
純資産(百万円)	—	1,045	1,487	4,390
1株当たり純資産(円)	—	206.57	297.41	702.51

(注) 1. 百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2020年3月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

名称 (所在地)	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ノジマ (神奈川県横浜市西区) (注) 1	6,330	66.4	デジタル家電製品の販売
ニフティ株式会社 (東京都新宿区)	100	66.4	インターネットサービスの提供

- (注) 1. 株式会社ノジマは、ニフティ株式会社の親会社であります。
 2. 親会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

名称 (所在地)	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社Tryell (東京都新宿区)	6,500	100.0	オンライン内見を中心とした不動産ソリューションサービスの提供

- ③ 事業年度末における特定完全子会社
 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、マーケティング手法やサービス形態は日々進化しております。上記の環境を踏まえ、当社グループは、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 行動支援プラットフォームサービスの継続的な強化

主力の「ニフティ不動産」の他、「ニフティ温泉」「ニフティ求人」からなる行動支援プラットフォームサービスにおいては、膨大な企業側情報やオリジナル情報を提供するとともに、当社グループが強みを有するアプリの展開やユーザーデータに基づく提案を強化することでサービスの利便性を高め、ユーザー数や送客数を拡大してまいります。

また、広告宣伝投資によるブランドマーケティングを通じたアプリの認知とダウンロード拡大を推進し、新規ユーザーの獲得を強化してまいります。

② 行動支援ソリューションサービスの収益拡大

「DFO (Data Feed Optimization)」や「オンライン内見」を含む行動支援ソリューションサービスにおいては、SaaS型のDXツールのサービスラインアップを拡充するとともに、行動支援プラットフォームサービスとの連携による顧客領域の拡大、販売体制の強化、クロスセルの推進等により、収益増と収益源の多様化を目指してまいります。

③ 新たな領域への展開

今後のさらなる成長に向けては、既存の行動支援サービスの周辺領域や、新たなライフスタイル領域での行動支援サービス展開、SaaS型DXツールのサービスラインアップ拡充等、新領域への積極的な事業拡大も進めていく予定です。これらの実現に向けては人材採用や育成の強化に加え、M&Aや業務提携も活用してまいります。

④ サービス及び自社の認知度向上

より多くのユーザーに当社グループのサービスを利用していただくためには、ブランド認知の向上による新規ユーザーの獲得が必要であると考えております。また、事業の拡大に向けては、業務提携等による新規取引先との協業の拡大も必要であると考えております。そのため、サービス及び自社の認知度向上やブランディングの強化によって、より多くのユーザーの獲得と企業からの信頼向上を実現し、成長基盤の強化を目指してまいります。

⑤ 人材の確保及び育成

当社グループは、より一層の事業拡大のため、優秀な人材の確保や育成による組織体制の強化を重要な課題と認識しております。当社グループの方針と一致する優秀な人材を確保し、当社の継続的な成長を支える人材を育成すべく、採用活動の強化、育成の仕組みや人事制度の整備等を進めてまいります。

⑥ システムの安定性の確保

当社グループのサービスはWEB上で運営されており、快適な状態でユーザーにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員確保及びシステムリソース拡充に努めてまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社グループは、ユーザーの個人情報やサービスの利用情報を預かっており、その情報管理を強化徹底することは、不可欠であると認識しております。

そのため、方針や規程の制定、社内教育やシステム整備を継続して行ってまいります。

(5) 主要な事業の概況

事業区分	内容
行動支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none">・行動支援プラットフォームサービス 不動産や求人、温泉情報など、膨大な企業側情報とユーザーの利用ログや口コミなどの情報を組み合わせ、ユーザーの情報検討と企業の集客をアプリとウェブで支援しております。・行動支援ソリューションサービス 企業とユーザーの双方への提供価値拡大のために、接客活動やウェブマーケティング活動の業務改善支援を行うDXツールを、企業向けにSaaS形式で提供しております。

(6) 主要な営業所

本社：東京都新宿区

(7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
59名 [6名]	2名 [1名]	37.0歳	1.9年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、[] は臨時従業員数（派遣、契約社員及びアルバイト）の期中平均雇用人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年12月24日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市場）に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,250,000株
- ③ 株主数 3,373名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ニフティ株式会社	4,150,000	66.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	142,600	2.3
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J PRD AC ISG (FE-AC) 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	82,300	1.3
株式会社SBI証券	58,400	0.9
株式会社SHINWA	54,800	0.9
田中 幸夫	48,200	0.8
楽天証券株式会社	42,000	0.7
渋谷 哲央	26,000	0.4
GMOクリック証券株式会社	25,600	0.4
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FU NDS SICAV-DSBI JAPAN EQU ITY SMALL CAP ABSOLUTE V ALUE 常任代理人 株式会社三井住友銀行	19,300	0.3

(2) 新株予約権の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 普通株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第1回新株予約権 (2020年3月19日)	2023年3月18日～ 2028年3月17日	1,236個	123,600株	36名	無償	1株当たり 194円
第2回新株予約権 (2021年3月18日)	2024年3月17日～ 2029年3月16日	192個	19,200株	14名	無償	1株当たり 801円

新株予約権行使の条件

(第1回・第2回共通)

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、正当な理由が存すると取締役会が認めた場合には権利行使をなしうるものとする。
- ・新株予約権の相続を認めないものとする。

上記新株予約権のうち当社取締役の保有状況

名称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保有者数
第1回新株予約権	791個	79,100株	4名
第2回新株予約権	50個	5,000株	1名

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成田 隆志	株式会社Tryell取締役
取締役	広田 朋美	事業本部長 株式会社Tryell取締役
取締役	松澤 尚樹	事業副本部長
取締役	守谷 和俊	管理本部長 株式会社Tryell取締役
取締役	野島 亮司	株式会社ノジマ取締役兼代表執行役副社長 ニフティ株式会社代表取締役社長 ニフティ・セシール株式会社代表取締役社長 株式会社セシール代表取締役会長 AXN株式会社代表取締役CEO
取締役	小川 卓	株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長 株式会社Faber Company社外取締役
取締役	森 泰一郎	株式会社森経営コンサルティング代表取締役
常勤監査役	藤城 哲哉	株式会社Tryell監査役
監査役	寺西 章悟	ケアプロ株式会社社外取締役 ブティックス株式会社社外取締役 株式会社辻野社外取締役
監査役	磯崎 実生	イーサップ経営研究所代表 株式会社パピレス社外取締役

- (注) 1. 取締役小川卓、森泰一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役小川卓氏、取締役森泰一郎氏、監査役寺西章悟氏、監査役磯崎実生氏の4氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 取締役小川卓氏は㈱HAPPY ANALYTICSの代表取締役社長、㈱Faber Companyの社外取締役を兼任しております。なお、当社と㈱HAPPY ANALYTICS、㈱Faber Companyとの間には特別な関係はありません。
4. 取締役森泰一郎氏は㈱森経営コンサルティングの代表取締役を兼任しております。なお、当社と㈱森経営コンサルティングとの間には特別な関係はありません。
5. 監査役寺西章悟、磯崎実生の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役寺西章悟氏は、ケアプロ㈱の社外取締役、ブティックス㈱の社外取締役、㈱辻野の社外取締役を兼任しております。なお、当社とケアプロ㈱、ブティックス㈱、㈱辻野との間には特別な関係はありません。
7. 監査役磯崎実生氏は、イーサップ経営研究所の代表、㈱パピレスの社外取締役を兼任しております。なお、当社と、イーサップ経営研究所、㈱パピレスとの間には特別な関係はありません。
8. 取締役守谷和俊氏及び監査役磯崎実生氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知

見を有しております。

・取締役守谷和俊氏は、過去に株式会社ノジマ及びそのグループ会社の経理部門において長年にわたり業務に携わっておりました。

・監査役磯崎実生氏は、公認会計士の資格を有しております。

9. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

10. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の一定の免責事由があります。

11. 当事業年度における取締役及び監査役の異動は以下のとおりです。

・就任

2021年4月21日開催の臨時株主総会にて森泰一郎氏が新たに取締役に選任され、同日付で就任いたしました。

・退任

2021年6月25日付で、取締役久松慎一氏が任期満了により退任されました。

2021年10月15日付で、監査役中嶋俊氏が辞任により退任されました。退任時における同氏の担当は監査役であり、重要な兼職の状況はニフティ株式会社経営管理統括部長であります。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会で決議しております。また、当社は、取締役会の任意の諮問委員会として、独立社外役員が委員長を務める指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会は、取締役会の委任を受けて取締役の報酬を決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の取締役の報酬等は基本報酬及び非金銭報酬とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

基本報酬は月額固定の金銭報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、本人の業務評価を総合的に勘案して報酬額を決定します。

- c. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬は株式報酬とし、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額もしくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項等については、支給決定の都度決定いたします。

- d. 基本報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の金額固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて、企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

- . 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき指名報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の額の決定であります。指名報酬委員会に個人別報酬額の決定権限を委任している理由は、指名報酬委員会は、取締役会の下に設置された構成員半数以上の委員を独立社外役員で構成する委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。なお、株式報酬については、各取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の、各取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数等を決議いたします。

なお、当社は、2021年12月24日の東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市

場) への上場に先立って当事業年度に係る取締役の個人別報酬額を取締役会の委任を受けた代表取締役社長成田隆志が決定しております。代表取締役社長に取締役の個人別報酬額の決定権限を委任していた理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断していたためであります。

その後、2021年9月に設置した指名報酬委員会にてそれ以前に代表取締役社長が決定した取締役の個人別報酬額と報酬決定方針との整合性を検証しております。当該手続きを経て、取締役の個人別報酬額について確認が行われているため、取締役会は個人別報酬額が報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	30,720 (8,100)	30,720 (8,100)	— (—)	— (—)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	14,160 (7,200)	14,160 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	44,880 (15,300)	44,880 (15,300)	— (—)	— (—)	8 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まれておりません。
2. 2019年6月19日開催の第2回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。
3. 2019年8月28日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 社外役員の状況

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小川卓氏は、株式会社HAPPY ANALYTICSの代表取締役社長、株式会社Faber Companyの社外取締役を兼任しております。当社と株式会社HAPPY

ANALYTICS、株式会社Faber Companyとの間には特別な関係はありません。

- ・社外取締役森泰一郎氏は株式会社森経営コンサルティングの代表取締役を兼任しております。当社と株式会社森経営コンサルティングとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺西章悟氏は、ケアプロ株式会社の社外取締役、ブティックス株式会社の社外取締役、株式会社辻野の社外取締役を兼任しております。当社とケアプロ株式会社、ブティックス株式会社、株式会社辻野との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役磯崎実生氏は、イーサップ経営研究所の代表、株式会社パピレスの社外取締役を兼任しております。なお、当社と、イーサップ経営研究所、株式会社パピレスとの間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

氏名	当期開催の取締役会及び監査役会等の出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
小川 卓	取締役会19回全てに出席しております。	IT業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
森 泰一郎	取締役会19回全てに出席しております。	経営戦略分野における豊富な経験と深い見識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
寺西 章悟	監査役会14回全てに出席、取締役会19回全てに出席しております。	弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
磯崎 実生	監査役会14回全てに出席、取締役会19回全てに出席しております。	公認会計士としての豊富な経験と会計に関する専門知識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価1,500千円を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてリスク・コンプライアンス管理規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - (ii) 代表取締役直轄の内部監査部門は、業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要に応じて、その改善を促す。
 - (iii) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - (iv) 監査役は、監査役監査基準に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - (v) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - (vi) 当社取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、文書保存規程に従い適切に保存、管理を行う。
 - (ii) 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
 - (iii) 個人情報取扱規程及び情報セキュリティ規程を整備し、個人情報及び重要な情報資産を適切かつ安全に保存、管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) リスク・コンプライアンス管理規程に基づきリスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図る。
 - (ii) 委員会は、事業年度の最初に開催される委員会において、リスク管理計画を策定し、リスクが現実化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値の保全を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (ii) 職務執行に関する権限及び責任については取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - (iii) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定、承認し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、関係会社管理規程を策定する。
 - (ii) 経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合には、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を審議・検討のうえ、取締役会で決議・報告する。
 - (iii) 当社の監査役は常に子会社の業務が適正に執行されているかについて監査を実施する。
 - (iv) 当社内部監査部門は、子会社に対し、当社の内部監査規程に基づき定期的に監査を実施する。
 - (v) 当社子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得るものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議のうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (ii) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
 - (ii) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告する。
 - (iii) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を整備し、取締役会は、その内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有のうえ、業務執行の内容を検証する。
 - (iv) 取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
 - (v) 取締役及び使用人は、当社や子会社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査役に定期的に報告する。
 - (vi) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
 - (vii) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (viii) 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とし

て不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。
 - (ii) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携を保ちつつ、監査役監査の実効性確保を図る。
 - (iii) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる取引も排除し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応することを基本方針とする。
上記方針の下、反社会的勢力等対応マニュアルを策定し、役職員全員に周知徹底を図る。
- ⑪ 業務の適正性を確保するための体制の運用状況
当社の当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。
- (i) 取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。
 - (ii) 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
 - (iii) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実

施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役会に報告いたしました。

- (iv) 監査役会は、監査方針及び監査計画を策定し、月1回の監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、また各監査役は重要な社内会議へ出席するとともに、業務及び財産の状況の監査を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令の遵守状況についての報告を実施いたしました。
- (v) リスク・コンプライアンス管理委員会を4回開催しました。コンプライアンスについては、コンプライアンスの状況、問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施しました。リスクについては、想定されるリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有及び管理を徹底いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立して間もないことから、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりませんが、株主の皆様に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点においては中長期的な企業価値の向上が株主の皆様に対する最大の還元につながる結果、当事業年度におきましては、広告宣伝、開発、採用等への投資を通じた事業の拡大と効率化を優先し、配当は実施しないこととしました。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当・期末配当ともに取締役会であります。

-
- (注) 1. 本事業報告は、特段の記載がない限り、2022年3月31日における事項について記載しております。
2. 本事業報告中の記載金額は、特段の記載がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,756,825
売上原価		627,223
売上総利益		2,129,602
販売費及び一般管理費		1,194,125
営業利益		935,477
営業外収益		
受取利息	0	
その他	15	15
営業外費用		
為替差損	81	
固定資産廃棄損	140	
上場関連費用	22,018	
その他	113	22,353
経常利益		913,138
税金等調整前当期純利益		913,138
法人税、住民税及び事業税	237,018	
法人税等調整額	72,503	309,522
当期純利益		603,616
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		603,616

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	16,635	1,370,404	1,487,040	1,487,040
当期変動額					
新株の発行	1,150,000	1,150,000		2,300,000	2,300,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			603,616	603,616	603,616
当期変動額合計	1,150,000	1,150,000	603,616	2,903,616	2,903,616
当期末残高	1,250,000	1,166,635	1,974,021	4,390,656	4,390,656

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,337,399	流動負債	559,789
現金及び預金	3,852,550	買掛金	191,788
売掛金	474,941	未払金	97,067
その他	10,360	未払費用	35,010
貸倒引当金	▲451	未払法人税等	128,362
		未払消費税等	51,248
		賞与引当金	44,274
		預り金	12,038
固定資産	687,742	固定負債	14,604
有形固定資産	28,923	資産除去債務	14,604
建物及び構築物	27,742	負債合計	574,393
工具器具及び備品	1,181		
無形固定資産	374,764		
ソフトウェア	249,482	純資産の部	
のれん	125,282	株主資本	4,450,748
投資その他の資産	284,054	資本金	1,250,000
関係会社株式	126,501	資本剰余金	1,220,227
繰延税金資産	102,195	資本準備金	1,150,000
敷金及び保証金	55,357	その他資本剰余金	70,227
資産合計	5,025,142	利益剰余金	1,980,521
		その他利益剰余金	1,980,521
		繰越利益剰余金	1,980,521
		純資産合計	4,450,748
		負債・純資産合計	5,025,142

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,717,317
売上原価		609,070
売上総利益		2,108,247
販売費及び一般管理費		1,165,898
営業利益		942,348
営業外収益		
雑収入	1,623	1,623
営業外費用		
為替差損	81	
固定資産廃棄損	140	
上場関連費用	22,018	
その他	30	22,270
経常利益		921,701
税引前当期純利益		921,701
法人税、住民税及び事業税	237,049	
法人税等調整額	73,086	310,135
当期純利益		611,565

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	—	70,227	70,227	1,368,955	1,368,955	1,539,183	1,539,183
当期変動額								
新株の発行	1,150,000	1,150,000		1,150,000			2,300,000	2,300,000
当期純利益					611,565	611,565	611,565	611,565
当期変動額合計	1,150,000	1,150,000	—	1,150,000	611,565	611,565	2,911,565	2,911,565
当期末残高	1,250,000	1,150,000	70,227	1,220,227	1,980,521	1,980,521	4,450,748	4,450,748

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ニフティライフスタイル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下 靖規
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉本 和芳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニフティライフスタイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ニフティライフスタイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニフティライフスタイル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。なお、2021年10月15日をもって監査役中嶋俊氏は辞任により退任いたしました。監査役会の定員につきましては、法令および定款の規定を満たしております。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

ニフティライフスタイル株式会社 監査役会

常勤監査役	藤城哲哉
社外監査役	寺西章悟
社外監査役	磯崎実生

以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

① 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条第2項に場所の定めのない株主総会の開催に関する規定追加を行うものであります。

② 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされました。電子提供制度は上場会社に対して強制適用されるため、当社では2023年3月以降の株主総会から電子提供制度が適用されます。

電子提供制度適用会社では、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりますので、定款第15条に所要の規定を新設するものであります。

また、現行定款第15条の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は、電子提供制度の導入により不要となるため削除するものであります。

③ 附則の定め

①及び②の変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(ご参考)

電子提供制度は、株主総会資料をホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法によって、株主総会資料を提供することができる制度です。本制度は株主の皆様への情報提供を原則として「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

電子提供制度が適用される2023年3月以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」の手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。

2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第13条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年6月までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年6月までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新設)

(附則)

第1条（場所の定めのない株主総会に関する経過措置）

変更案第13条（招集）第2項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。

第2条（電子提供措置等に関する経過措置）

現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役7名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、新任候補者2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なり た たか し 成田隆志 (1977年5月16日生) 再任	2000年3月 株式会社産案入社 2002年10月 ニフティ株式会社入社 2018年2月 当社代表取締役 2018年4月 ニフティ株式会社執行役員WEB事業部長 2018年6月 同社取締役兼執行役員WEB事業部長 2018年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 ニフティネクサス株式会社取締役副社長 2019年2月 ニフティ株式会社取締役兼常務執行役員 WEB事業部長 2019年4月 同社取締役兼常務執行役員 当社代表取締役社長兼社長執行役員事業開発部長 ニフティネクサス株式会社代表取締役社長 兼社長執行役員 株式会社Tryell取締役(現任) 2019年7月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任) 2019年10月 当社へ転籍 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社Tryell取締役	一株
【取締役候補者とした理由】 成田隆志氏は、長年にわたりWEBサービス事業の指揮を執り、当社設立時より代表取締役社長として当社グループ全体の事業成長に貢献してまいりました。今後も、同氏が持つ理念と強力なリーダーシップにより、当社グループのさらなる事業成長への貢献ができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">ひろ た とも み 広 田 朋 美 (1977年4月9日生)</p> <p style="text-align: center;">(戸籍上の姓名) み かみ とも み 三 上 朋 美</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2007年3月 ニフティ株式会社入社 2018年4月 当社取締役ライフ事業部長 2018年10月 当社取締役兼執行役員ライフ事業部長 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員事業統括部長 株式会社Tryell取締役 2019年9月 当社取締役兼常務執行役員求人プラットフォーム部長 2019年10月 当社へ転籍 当社取締役兼常務執行役員事業本部長 (現任) 2020年9月 株式会社Tryell取締役 (現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社Tryell取締役</p>	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 広田朋美氏は、長年にわたり多くのWEBサービス事業に携わる事でWEBマーケティング領域における豊富な経験と知識を有しております。また、当社設立より事業部門をけん引する立場として事業成長に貢献してまいりました。今後も、同氏は事業部門を統括し、事業計画を推進する立場にふさわしいと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	<p style="text-align: center;">まつ ざわ なお き 松 澤 尚 樹 (1969年5月21日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1994年4月 ニフティ株式会社入社 2003年7月 コマースリンク株式会社出向 2009年4月 ニフティ株式会社帰任 2018年4月 当社取締役レジャー事業部長 2018年10月 当社取締役兼執行役員レジャー事業部長 2019年4月 当社取締役兼執行役員事業統括部次長 2019年6月 株式会社Tryell取締役 2019年7月 当社取締役兼執行役員事業統括部次長兼事業開発部長 2019年9月 当社取締役兼執行役員事業開発部長 2019年10月 当社へ転籍 2020年9月 当社取締役兼執行役員事業副本部長 2022年4月 当社取締役兼執行役員人事総務部長 (現任) (現在に至る)</p>	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 松澤尚樹氏は、長年にわたり新規事業の開発に従事しており、当社設立時より新規事業の強化につとめており、その取り組みにより事業拡大に必要な組織づくりにおいて豊富な経験と知識を有しております。今後、同氏はその経験を活かし当社において戦略人事等を執行する立場にふさわしいと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	あさのゆうた 浅野雄太 (1983年7月27日生) 新任	2006年4月 三菱商事株式会社入社 2009年6月 三菱商事(上海)有限公司 2011年9月 三菱商事株式会社財務部資金チーム 2015年6月 楽天株式会社入社 2016年11月 同社IR部企画調査グループマネージャー 2018年7月 OLT株式会社執行役員CFO 2019年3月 同社取締役CFO 2022年3月 当社管理本部副本部長 2022年4月 当社経営管理部副部長(現任) 2022年6月 株式会社Tryell取締役(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社Tryell取締役	一株
【取締役候補者とした理由】 浅野雄太氏は、長年にわたり経営管理業務に携わり、財務、経理、IR等に関する豊富な経験と知識を有しております。今後、同氏はさらなる当社企業成長にむけて、財務戦略等を立案、執行するにふさわしいと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	<p style="text-align: center;">の じま りょう じ 野 島 亮 司 (1979年1月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2005年1月 株式会社イーネット・ジャパン入社 2008年1月 同社代表取締役社長 2008年10月 株式会社ノジマ入社 2012年6月 同社執行役員IT戦略事業部長 2013年6月 同社取締役兼執行役員IT戦略事業部長 2014年4月 同社取締役兼常務執行役員IT戦略事業部長 2015年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役(現任) 2016年10月 株式会社ノジマ取締役兼執行役員副社長 2017年4月 西日本モバイル株式会社(現アイ・ティー・エック ス株式会社)取締役 株式会社ジオヒットモバイル(現株式会社アップビ ート)取締役 ニフティ株式会社取締役 2017年6月 同社取締役副社長 2018年3月 株式会社ノジマ取締役兼代表執行役員副社長(現任) 2018年4月 当社取締役会長 2018年10月 ニフティネクス株式会社取締役会長 2019年6月 ニフティ株式会社代表取締役社長兼執行役員社長 (現任) 2019年8月 COURTS Asia Limited 取締役(現任) 2020年12月 ニフティ・セシール株式会社代表取締役社長(現任) 2021年3月 株式会社セシール代表取締役会長(現任) 2021年10月 当社取締役(現任) AXN株式会社代表取締役CEO(現任) 株式会社AXNジャパン代表取締役CEO(現任) 株式会社AXNエンタテインメント代表取締役CEO(現 任) 株式会社ミステリチャンネル代表取締役CEO(現任) ITXコミュニケーションズ株式会社取締役(現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ノジマ取締役兼代表執行役員副社長 ニフティ株式会社代表取締役社長兼執行役員社長 ニフティ・セシール株式会社代表取締役社長 株式会社セシール代表取締役会長 AXN株式会社代表取締役CEO</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 野島亮司氏は、長年にわたり上場会社の代表取締役として豊富な経営経験及び幅広い人脈、情報リ ソース等を有しており、当社の経営体制強化および事業拡大に対してこれまでも多くの助言をいただ いております。また、指名報酬委員としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただ いております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き取締役として選任をお願いす るものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">おがわ たく 小川 卓 (1978年3月23日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>2003年4月 日本マイクロソフト株式会社入社 2003年10月 株式会社ウェブマネー入社 2006年9月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2012年10月 株式会社サイバーエージェント入社 2014年6月 デジタルハリウッド大学院客員准教授 2014年7月 アマゾンジャパン合同会社入社 2015年2月 株式会社 UNCOVER TRUTH Chief Analytics Officer (現任) 2015年3月 株式会社Faber Company社外取締役兼 Chief Analytics Officer (現任) 2016年1月 SoZo株式会社最高分析責任者(現任) 一般社団法人ウェブ解析士協会顧問 2016年4月 デジタルハリウッド大学院客員教授 2017年1月 株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長(現任) 2018年2月 株式会社日本ビジネスプレス Chief Analytics Officer (現任) 2019年8月 当社社外取締役(現任) (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社HAPPY ANALYTICS代表取締役社長 株式会社Faber Company社外取締役</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由等】 小川卓氏は、長年にわたるWEBマーケティング領域における豊富な経験と専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営及び提供サービスに対して多くの助言をいただいております。また、指名報酬委員としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただいております。今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	もり たいいちろう 森 泰一郎 (1988年1月30日生) 再任 社外 独立	2013年4月 株式会社XEED入社 2014年4月 ラクスル株式会社入社 2016年6月 株式会社BuySell Technologies 取締役 COO(兼)CSO 2017年10月 森経営コンサルティング設立 2018年9月 株式会社森経営コンサルティング設立 代表取締役(現任) 2021年4月 当社社外取締役(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社森経営コンサルティング代表取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由等】 森泰一郎氏は、長年にわたる経営分野におけるコンサルティング経験など豊富な専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営に対して多くの助言をいただいております。また、指名報酬委員としてコーポレートガバナンス体制の向上にも深く関与いただいております。 今後も、同氏は経営体制の強化に必要と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。			
8	いそ ぎき じつ き 磯崎実生 (1968年11月14日生) 新任 社外 独立	1990年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 2019年4月 (同)イーサップ経営研究所設立 代表(現任) 2019年6月 (株)パピレス社外取締役(現任) 2019年12月 当社社外監査役(現任) 2021年4月 (株)南都銀行経営企画部副部长(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) イーサップ経営研究所代表 (株)パピレス社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由等】 磯崎実生氏は、長年にわたる公認会計士としての経験だけでなく、M&Aなどのコンサルティング等においても豊富な専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営及びM&Aを活用した事業拡大にも貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は独立役員とする予定であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 小川卓、森泰一郎、磯崎実生の各氏は社外取締役候補者であります。

当社は、小川卓、森泰一郎、磯崎実生の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定で

あります。

本総会終結の時における当社社外取締役在任期間は、小川卓氏について2年10か月、森泰一郎について1年2か月であります。

3. 磯崎実生氏は新任の取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役在任中ですが、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。同氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年6か月であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、現行定款において社外取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である小川卓氏及び森泰一郎氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

本総会において、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

また、当社は磯崎実生氏との間で社外監査役として会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2022年7月に同程度の内容で更新を予定しております。

6. 野島亮司氏は、現在親会社である株式会社ノジマ及びニフティ株式会社の業務を執行しております。なお、株式会社ノジマ及びニフティ株式会社における地位及び担当につきましては、「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役儀崎実生氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
すみのりな 角野里奈 (1980年3月12日生) (戸籍上の姓名) おかだりな 岡田里奈   	2003年4月 中央青山監査法人 入社 2007年8月 PwCアドバイザリー株式会社 入社 2011年7月 株式会社KPMG FAS 入社 2013年6月 リクルートホールディングス株式会社 入社 2018年6月 八面六臂株式会社 常勤監査役(現任) 2018年10月 角野里奈公認会計士事務所 代表(現任) 2020年1月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員(現任) 2020年7月 株式会社エスクリ 非常勤監査役 2020年9月 株式会社サウンドファン 非常勤監査役(現任) 2021年7月 株式会社エスクリ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年9月 株式会社Linc'well 非常勤監査役(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 角野里奈公認会計士事務所 代表 八面六臂株式会社 常勤監査役 株式会社エスクリ 社外取締役(監査等委員) 株式会社サウンドファン 非常勤監査役 株式会社Linc'well 非常勤監査役 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人監督役員	一株

【社外監査役候補者とした理由】

角野里奈氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と専門知識を当社の経営に活かしていただくため、監査役候補者といたしました。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は独立役員とする予定であります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 角野里奈氏は社外監査役候補者であります。

3. 監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款において、社外監査役との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額としております。角野里奈氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。

4. 会社の役員等賠償責任保険について

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。角野里奈氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2022年7月に同程度の内容で更新を予定しております。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、2019年6月19日開催の当社第2回定時株主総会において、報酬額を年額60百万円以内とご承認頂いておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、当社の取締役に対し報酬等として30百万円以内において、下記記載の理由と同じ理由で新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名。）であります。本株主総会における第2号議案が原案どおり可決されますと取締役は8名（うち社外取締役3名。）となります。

記

1. 特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する事が必要な理由

当社の取締役、執行役員及び従業員の当社業績向上に対する意欲、士気を一層高め、さらなる企業価値の向上を図ること。

2. 新株予約権の上限

500個を上限とする。

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は275個（うち社外取締役分は60個）を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

(1) 以下の i、ii、iii、iv又はvのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

ニフティライフスタイル株式会社 株主総会会場ご案内図

日時 2022年6月15日(水曜日)
午前10時(午前9時30分受付開始予定)

会場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
RoomE+F



- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいませますようお願い申し上げます。